

生駒市条例第7号

生駒市犯罪被害者等支援条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市犯罪被害者等支援条例及び生駒市営住宅条例の一部を改正する条例
(生駒市犯罪被害者等支援条例の一部改正)

第1条 生駒市犯罪被害者等支援条例(平成31年3月生駒市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「者を」を「者その他これに準ずる者として規則で定める者(第10条第1号において「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等」という。)を」に改める。

第10条第1号中「親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)」を「親族(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む。)の関係」に改める。

(生駒市営住宅条例の一部改正)

第2条 生駒市営住宅条例(平成9年12月生駒市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「その他婚姻の予約者」を「、婚姻の予約者その他これらに準ずる者として規則で定める者」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。